

# 令和7年8月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1.開催日時 令和7年8月26日（火） 9時00分開会

2.開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3.出席委員 14名

| 職 名   | 議席<br>番号 | 氏 名    | 職 名 | 議席<br>番号 | 氏 名    |
|-------|----------|--------|-----|----------|--------|
| 会 長   | 4 番      | 脇田 峰生  | 委 員 | 7 番      | 入鹿山 君徳 |
| 職務代理者 | 1 1 番    | 中村 裕臣  | 委 員 | 8 番      | 窪田 良二  |
| 委 員   | 1 番      | 河本 アツミ | 委 員 | 9 番      | 鮫島 貞人  |
| 委 員   | 2 番      | 鮫島 繁樹  | 委 員 | 1 0 番    | 深田 広文  |
| 委 員   | 3 番      | 日高 仙三  | 委 員 | 1 2 番    | 日笠山 昭代 |
| 委 員   | 5 番      | 中村 逸夫  | 委 員 | 1 3 番    | 古田 新一  |
| 委 員   | 6 番      | 山下 正   | 委 員 | 1 4 番    | 名越 直樹  |

4.欠席委員 0名

5.議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報 告 第 8 号 合意解約等について
- 第 3 議案第36号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第37号 農地法第5条の規定による許可について
- 第 5 議案第38号 非農地証明について
- 第 6 議案第39号 あっせんについて
- 第 6 議案第40号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について

## ○事務局

皆さん、おはようございます。

定刻、定足数に達していますので、これから令和7年8月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定をお願いします。また、退席する時は、議長の許可をもらってから退席してくださいようお願いします。

それでは、開会にあたり会長にご挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

## ○会長

皆さん、改めまして、おはようございます。

本日は、令和7年8月西之表市農業委員会定例総会を案内しましたところ、委員、推進委員の皆様には御出席いただきましてありがとうございます。

さて、8月22日の鹿児島の先進地視察につきましては、残念ながら台風12号の接近で延期となりました。事務局で日程の調整をしています。決定次第連絡をすることですので、参加をお願いします。

また、皆さんが今やっています利用状況調査につきまして、県から「熱中症に気をつけて調査をしてください。」と通知が来ています。今年は例年以上に暑いので、水分補給をしっかりと気をつけていただきたいと思います。

また、コロナも密かに流行ってきていますので、熱中症同様、気をつけていただきたいと思います。

簡単ですが、開会の挨拶とします。

また、本日の議事運営がスムーズに終わりますよう皆様のご協力をよろしくお願いします。

## ○議長

それでは、本日の会議を開催します。

本日の日程は配付しています議事日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。5番中村逸夫委員、6番山下委員を指名します。

続きまして日程第2、報告書第8号「合意解約について」です。事務局、報告をお願いします。

## ○事務局

日程第2、報告第8号「合意解約等について」を説明します。資料は1ページです。

今月の合意解約は1番から3番の3件で、台帳現況地目畑、14筆、面積24,119平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

## ○議長

続きまして日程第3、議案第36号「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。事務局、議案説明をお願いします。

## ○事務局

日程第3、議案第36号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。

今月は1番から2番の2件です。

1 番です。現和校区庄司浦地区です。台帳現況地目畑の1筆で登記面積787平米を所有権移転するものです。

2 番です。国上校区桜園地区です。台帳現況地目畑の2筆で登記面積1,262平米を所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

続いて、担当委員から報告をお願いします。まず、整理番号1番について、2番委員をお願いします。

#### ○2番委員

2番です。「農地法第3条の規定による許可について」整理番号1について報告します。

8月24日午前8時から譲受人立会いのもと担当推進委員とともに現地確認を行いました。申請地は35、6年前に譲渡人の親の代のときに譲受人の親と売買は終わっていたようですが、名義変更がされていなかったようです。この度、譲受人が親から名義変更するついでに、この土地も名義変更するということです。

譲受人は、会社勤めをしていますが、日々、でんぷんイモ、米を耕作している兼業農家です。機械類も揃っていきまして、何ら問題ないと思います。

当地は圃場整備地の割畑みたいところでサトウキビを耕作してます。

許可相当と考えます。以上です。

#### ○議長

続きまして整理番号2について5番委員をお願いします。

#### ○5番委員

5番です。「農地法第3条の規定に係る許可申請について」の整理番号2について報告をします。

8月20日午前7時に譲受人立会いのもと、担当推進委員と現地の確認をしました。現地は桜園集落の中にあり、伊関柳原に向かう途中の市道沿いにありました。

農地が2ヶ所ありますが、1ヶ所にはサトウキビが植えられ、もう1ヶ所は野菜が植えられていました。

譲渡人は、譲受人のいとこの奥さんで兵庫県在住です。帰島のつもりはないと譲受人に後を頼んだとのことでした。譲渡人には、電話にて確認をしました。

譲受人は、82歳と高齢ですが、とても元気で毎日若々しく野菜作りなど励んでいます。

以上で報告を終わります。

#### ○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。

この件につきまして、皆さんから質疑等ありましたらお願いします。

(挙手無し)

#### ○議長

無いようですので、これから議案第36号「農地法第3条の規定による許可について」の採決を行います。

原案の通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第37号「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。

**○事務局**

日程第4、議案第37「農地法第5条の規定による許可について」を説明します。資料は3ページです。今月は1件です。

1番です。申請地は下西校区壺泊地区です。

この申請地は令和5年7月定例総会において、転用が許可された農地ですが、譲渡人の要望で、計画に大幅な変更が生じたため、譲渡人、譲受人から令和7年5月15日付で許可の取り消し願いが提出され、受理しています。今回の申請は、新たな借人との一時転用申請となっています。

転用目的は、申請地に隣接する借人の仮設事務所の勤務者用駐車場の増設です。転用面積は、登記面積2,472平米のうち、572平米です。

農地区分は農振農用地区域外で、公共施設の整備状況が一定の程度に達している区域内であることから、第3種農地の「300m以内農地」に該当すると判断されます。

資金調達については、残高証明書によって確認が取れていて、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に Rowe られると思われまゝ。

周辺は、宅地、事務所、市道、山林があり、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、雨水は側溝に放流することから、転用による周囲への被害はないと思われまゝ。

以上で説明を終わります。

**○議長**

事務局から説明がありました。

この件につきましては、8月8日に合同の現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

**○9番委員**

9番です。8月8日に現地調査を行いました。

今回については、事務局から説明があったとおり、馬毛島工事に伴う仮設事務所勤務者の駐車場増設のためです。令和5年に転用許可を受けましたが、令和7年に許可取り消しになっています。

今回は一時転用で砂利等を入れて整備し、貸借期間終了後は、現状復旧して農地に戻すということでした。

貸借期間は2年ということですが、工事の進捗状況によっては、更新はあり得ることでした。

内容を精査した結果、許可は問題ないのではないかと意見の一致を見ました。

以上です。

**○議長**

ただ今、調査委員長から報告がありました。  
この件につきまして担当委員から補足の説明がありましたら、お願いします。  
番号1について、11番委員お願いします。

**○11番委員**

調査委員長、事務局の報告のとおりです。

**○議長**

ただ今、担当委員から報告がありました。  
この件につきまして、皆さんから質疑等がありましたら、挙手でお願いします。

**○7番委員**

7番です。もうちょっと詳しく場所を教えてください。

**(航空写真にて、事務局が説明)**

**○7番委員**

わかりました。

**○議長**

他にありませんか。

**(挙手無し)**

**○議長**

無いようですので、これから議案第37号「農地法第5条の規定に係る許可について」の採決をします。

原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第5、議案第38号「非農地証明について」を議題とします。事務局、議案説明をお願いします。

**○事務局**

日程第5、議案第38号「非農地証明について」を説明します。資料は4ページです。今月は1番から2番の2件、2筆です。

1番です。中割校区十六番地区の1筆です。

台帳地目は畑ですが、昭和60年6月21日頃から耕作されておらず、現況が山林となっています。交付基準1（イ）に基づく申請です。

2番です。大字は西之表となっていますが、伊関校区又延地区の1筆です。

台帳地目は田ですが、令和3年9月から耕作されておらず、現況が原野になっています。交付基準1（エ）に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

**○議長**

ただ今、事務局から説明がありました。

この件についても8日に合同現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

## ○9番委員

9番です。議案第38号「非農地証明について」、8月8日に現地調査を行いました。

1番について報告します。

場所は万波地区の藤田建設プラントの北側にあります。

台帳地目は畑ですが、昭和60年頃から耕作しておらず自然荒廃によって、航空写真の状況となっています。これをまた農地として復旧するには無理があるのではないかと調査委員の意見の一致を見ました。

次に2番について報告します。

場所は又延のあっぱーらんの北側になります。

台帳地目は田になっていますが、令和3年9月頃から耕作しておらず、現在、原野となっています。交付基準は1の(エ)です。

耕作しなくなって4年で期間は短いですが、平成13年の水害によって橋が流出しました。その時は、自己資金でどうにか直したのですが、その橋も老朽化しており、何より、川からも100メートルぐらいあり、水路を取らないと田んぼに水が来ないということです。これまでの数々の大雨により水路が使えない状態になり、それをまた原状回復して田んぼを耕作するのは、もう今の労力では不可能だということでした。

現状を勘案した結果、申請どおり非農地でいいのではないかとということで意見の一致を見たところでした。

また、この田んぼは、耕作していた頃は、伊勢神社に米を奉納していた由緒ある田んぼだったということですが、今ではどうにもならないと残念がってました。

以上です。

## ○議長

それでは、担当委員の補足説明がありましたらお願いします。番号1について、現地調査に立ち会った11番委員をお願いします。

## ○11番委員

11番です。担当地域ではないのですが、現地調査に立ち会ったということで、補足したいと思います。

現状は、木が生い茂って、畑も段差があって2枚のところでしたが、同じような感じで荒れていました。許可相当と意見の一致を見たところでした。

以上です。

## ○議長

続きまして、当日現地調査に行けなかった担当の8番委員をお願いします。

## ○8番委員

8番です。当日この時間帯にお茶摘みがあり、どうしても現地調査に間に合わなかったところでした。申し訳ありません。

合同調査の後、すぐN推進委員から状況の説明の電話がありまして、事前に皆さんの意見をお伺いした上で、午後から自分も現地を確認してきました。

調査委員長が説明したとおりであると、私も同様の意見を持ったところでした。

以上です。

## ○議長

整理番号2について、13番委員お願いします。

**○13番委員**

13番です。調査委員長の報告のとおりです。何ら問題はありませんでした。

**○議長**

ただ今、担当委員から報告がありました。

皆さんから質疑等ありましたら挙手をお願いします。

**○7番委員**

7番です。

2番のこの田んぼは、米を伊勢神社に奉納していたということですが、今は誰が代わりに奉納していますか。

**○議長**

代わりに誰が奉納してるかということですよ。

今のところ伊勢神社は、奉納の米というのは、無いと思います。

その都度、上西の夏祭り、それから餅つき大会、そういうところは農家から買い上げているみたいです。

それと耕作しなくなっただけ4年ぐらいなんですけれども、水路が駄目になっているということで、耕作ができないということです。

他にはありませんか。

**(挙手無し)**

**○議長**

無いようですので、議案第38号「非農地証明について」の採決を行います。

原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第6、議案第39号「あっせんについて」を議題とします。

議案の説明をお願いします。

**○事務局**

日程第6、議案第39号「あっせんについて」を説明します。資料は5ページです。

今月の申し出は2件です。

1番です。「売りたい」の申し出です。

場所は現和校区庄司浦地区の2筆と上之町地区の1筆の合計3筆です。

庄司浦地区の2筆については、令和8年1月まで中間管理事業で契約中です。

希望等については、隣接している登記地目原野の土地についても売却したいと希望しています。上之町地区の1筆については希望等特にありません。

あっせん委員は、2番の鮫島繁樹委員と9番の鮫島貞人委員をお願いします。

2番です。「売りたい」の申し出です。

場所は国上区桜園地区の1筆です。

申出者からの希望は、圃場整備された農地であるため、希望価格を30万から35万円としたいとのことでした。

あっせん委員は、５番中村逸夫委員と１３番古田新一委員にお願いします。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

ただ今の説明について、皆さんから質疑・意見等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

#### ○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくをお願いします。

続きまして、日程第７、議案第４０号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。

議案の説明の前に「２１ページの４番」は、１０番委員が借り手となっています。

農業委員会法第３１条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっています。この規定によって、１０番委員は議事に参与できません。なお、「２１ページの７番」は推進委員が借り手ですが、推進委員は議決権がありませんので、「議事参与の制限」には該当しません。

従いまして、議事の進行上、「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」のうち、「２１ページの４番以外」を先に審議し、その後、「２１ページの４番」を審議したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

#### ○議長

それではまず、議案の説明を全部通してをお願いします。

#### ○事務局

日程第７、議案第４０号「農地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を説明します。

まず、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。資料は６ページです。

１段目です。期間が令和７年１０月１日から令和１２年９月３０日までの５年間、地目畑、面積２６，２５７平米です。利用権の設定をする者４人、受ける者１人です。

２段目です。期間が令和７年１０月１日から令和１７年９月３０日までの１０年間、地目田、面積２，１３８平米、地目畑、面積６５，９５５平米、合計６８，０９３平米です。利用権の設定をする者７人、受ける者１人です。

内訳については、７ページを、詳細については８ページから１９ページをご覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。資料は２０ページです。

１段目です。期間が令和７年１０月１日から令和１２年９月３０日までの５年間、地目畑、面積２６，２５７平米です。利用権の設定をする者１人、受ける者４人です。

２段目です。期間が令和７年１０月１日から令和１７年９月３０日までの１０年間、地目田、面積２，１３８平米、地目畑、面積６５，９５５平米、合計６８，０９３平

米です。利用権の設定をする者1人、受ける6人です。

内訳については21ページを、詳細については22ページから32ページをご覧ください。

説明は以上です。

**○議長**

それではまず「21ページの4番」以外について、皆さんから質疑がありましたら、挙手をお願いいたします。

**(挙手無し)**

**○議長**

無いようですので、これから議案第40号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「21ページの4番」以外の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、議案第40号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「21ページの4番」以外について、承認することに決定しました。

それでは、次に「21ページの4番」について、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定によって、10番委員の退室をお願いします。

**(10番委員議場退室)**

**○議長**

それでは「21ページの4番」について、皆さんから質疑等ありましたら挙手をお願いします。

**(挙手無し)**

**○議長**

無いようですので、これから議案第40号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「21ページの4番」について、採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、議案第40号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「21ページの4番」は、原案のとおり承認することに決定しました。

10番委員の入室をお願いします。

**(10番委員入室)**

**○議長**

以上をもちまして、本日の議事は終了しました。

毎回のことですけれども、農業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は、「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」となっていますので、ご注意ください。

会 長 \_\_\_\_\_ 印

5 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印

6 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印